

戸籍について

戸籍とは、夫婦及び氏を同じくする子を一つの単位とし、個人の出生、婚姻、養子縁組、死亡などの身分上の重要な事項を記載し公証するものです。戸籍のある場所を本籍といいます。

戸籍は、その戸籍のはじめに記載される筆頭者と本籍で管理されています。筆頭者は亡くなくても変わりません。また、本籍と住所を必ずしも同一にする必要はありません。筆頭者又は本籍がわからない場合は、「本籍が記載された住民票の写し」で確認することができます。

死亡届を提出された方へ

〈戸籍の記載について〉

死亡届をもとに、戸籍に死亡の旨が記載されます。本籍地以外の区市町村で死亡届を提出した場合、死亡届を受理した区市町村から本籍地の区市町村に、死亡届があったことを通知し、戸籍の記載を依頼します。

〈戸籍の記載完了時期について〉

死亡届提出先	本籍	戸籍の記載完了時期
文京区	文京区	死亡届受理決定から約2～3週間後
	文京区以外	文京区から本籍地区市町村に数日以内に死亡届の通知を送信します。その後の記載完了までにかかる期間については、本籍地区市町村にお問合せください。
文京区以外	文京区	死亡届通知が文京区に到達してから約2～3週間後
	文京区以外	死亡届を提出した区市町村・本籍地区市町村にお問い合わせください。

戸籍謄本（全部事項証明）等の取り方

これまで戸籍謄本等は、本籍地の区市町村で取得していただく必要がありましたが、令和6年3月1日から、本籍地以外の区市町村の窓口でも請求できるようになりました（戸籍の広域交付）。

ただし、本籍地以外の区市町村の窓口で請求する場合、請求できる方や戸籍の種類等が限られますので、ご注意ください。

また、戸籍謄本等は郵便でも請求することができます（本籍地の区市町村のみ）。郵送請求の詳細は、本籍のある区市町村へお問い合わせください。

本籍地の区市町村へ請求する場合

〈請求できる方〉

戸籍に記載されている方、配偶者、直系の親族（父母、祖父母、子、孫）、相続人（兄弟姉妹・甥・姪などの利害関係者）、これらの方からの委任状を持参した代理人

〈必要なもの〉

来庁者の本人確認書類

※直系の親族（父母、祖父母、子、孫）以外の方が請求する場合は、関係性のわかる資料や、請求理由を明らかにする資料などが必要となる場合があります。また、直系の親族（父母、祖父母、子、孫）であっても、同様に資料が必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【2階北側】 戸籍住民課 証明係 ☎03-5803-1176

本籍地以外の区市町村へ請求する場合（戸籍の広域交付）

〈広域交付にあたっての注意〉

文京区の窓口で請求する場合は、現在の戸籍謄本（全部事項証明）以外の戸籍については、原則後日交付となります。交付までの期間や、受付方法、受付時間については、変動がある可能性がありますので、詳しくは事前に請求先にお問い合わせください（郵送請求は不可）。

また、直近1か月程度の間、死亡届等の届出を行っている場合、戸籍に届出の内容を反映するまで現在の戸籍謄本（全部事項証明）を発行できませんので、事前に本籍地の区市町村にお問い合わせください。

〈請求できる方〉

戸籍に記載されている方、配偶者、直系の親族（父母、祖父母、子、孫）のみ

※代理人による請求（委任状による請求、成年後見人による請求等）はできません。

※第三者請求（上記〈請求できる方〉以外の相続人等）はできません。

〈必要なもの〉

官公署発行の顔写真付きの本人確認書類1点

（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど）

〈広域交付対象外の証明書〉

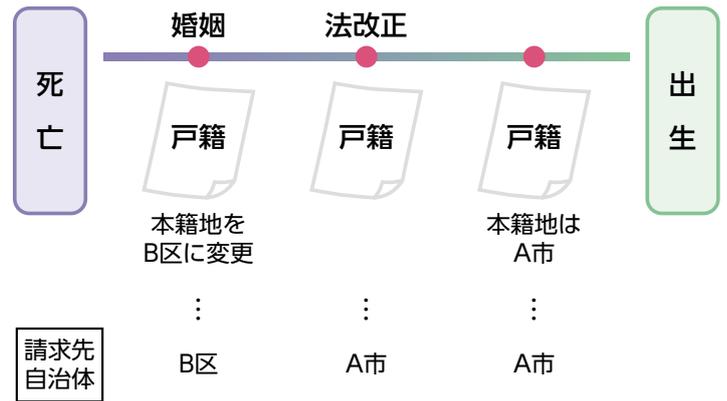
- コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍
- 個人事項証明書（戸籍抄本）、一部事項証明書
- 戸籍の附票
- 身分証明書、独身証明書等

出生から死亡までの戸籍謄本等の取り方

相続手続の際、被相続人（亡くなられた方）の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出が求められる場合があります。

亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本等を取るには、新しいものから古いものへと遡るのが一般的です。本籍がいくつかの区市町村で移動している場合、各区市町村で戸籍謄本等を請求する方法と、文京区の窓口でまとめて請求する方法があります。

ただし、文京区の窓口で他自治体本籍の戸籍を請求する場合は、請求できる方や戸籍の種類等が限られますので、P.56《本籍地以外の区市町村へ請求する場合（戸籍の広域交付）》をご確認ください。



〈各区市町村に請求する場合の詳しい流れ〉

- ① 亡くなったときの**本籍地**で、亡くなったことが記載されている戸籍謄本または除籍謄本（除籍全部事項証明書）を請求してください。亡くなった方の**本籍地**がわからない場合には、請求書に詳しく具体的な請求理由を記載の上、亡くなった方の住民票の除票を「本籍・筆頭者の記載あり」として請求し、**本籍地**を確認してください。
- ② 亡くなったことが記載されている戸籍謄本または除籍謄本の最初の欄（戸籍事項といいますが）をご覧ください。
- ③ 「〇年〇月〇日改製」と書いてある場合には、同じ**本籍地**に改製原戸籍がありますので、同じ**本籍地**で改製原戸籍を請求してください。
- ④ 「〇〇県〇〇市〇〇より転籍」と書いてある場合は、他の区市町村から**本籍地**を移したということですので、**転籍前**の**本籍地**で除籍謄本を請求してください。
- ⑤ 戸籍の最初の欄に「〇年〇月〇日編製」などと書いてあり、改製でも転籍でもない場合、縦書きの戸籍謄本等であれば亡くなった方のお名前の上を、横書きの戸籍謄本等であればお名前の下に記載されている**従前戸籍**をご覧ください。そこに「◎◎と婚姻届出〇〇県〇〇市〇〇△△戸籍より入籍」などと書いてある場合は、結婚などによって**従前**の戸籍から移ったという意味ですので、**従前**の戸籍の**本籍地**で戸籍謄本または除籍謄本（改製原戸籍の場合もあります。）を請求します。

※戸籍の保存期間の経過や戦災等による焼失のため保存されていない場合もありますので、詳細については、**本籍地**の区市町村にお問い合わせください。

※亡くなられた方の戸籍謄本等を遡り請求する際、既に取得した戸籍謄本等がある場合は、できる限りご持参ください。また、郵送による請求の場合は、既に取得した戸籍謄本等の写しを添付してください。

〈除籍謄本とは〉

その戸籍に在籍している方全員が、死亡や婚姻などにより除籍になっている場合は、除籍謄本となります。なお、亡くなった方の戸籍に在籍しているご親族がご健在であれば、戸籍謄本のままとなります。

問い合わせ先 【2階北側】戸籍住民課 証明係 ☎03-5803-1176

住民票・除票とは

住民票とは、区市町村の個々の住民について、個人を単位として作成し、世帯ごとに編製し管理されるものです。住民票には、個人の氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主の続柄、戸籍の表示（筆頭者の氏名、本籍）、住民となった年月日、住所、届出の年月日、転入前の住所などが記載されます。

死亡届の提出後、亡くなられた方の住民票は現存する住民票から除かれ、住民票の除票となります。除票には、除票となった理由（死亡の事実等）が記載されます。

亡くなられた方の除票の取り方

亡くなられた方の除票は、生前に住民票を置いていた区市町村にご請求ください。

請求にあたっては、請求書に詳しく具体的な請求理由を記載してください。

なお、死亡届の情報が除票に反映されるまでである程度の日数（おおむね1週間～2週間）がかかります。

〈請求できる方〉

利害関係人、利害関係人からの委任状を持参した代理人

※同世帯であった方でも、請求者自身が利害関係人でなければ請求できませんので、ご注意ください。

〈必要なもの〉

- 来庁者の本人確認書類
- 亡くなられた方との関係がわかる資料（戸籍謄本等）
- 請求理由がわかる資料（請求者あての除票の提出を求める文書等）

※亡くなられた方との関係や世帯状況に関わらず、請求できる方が限られるため、関係性のわかる資料や、請求理由を明らかにする資料などが必要となります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 【2階北側】戸籍住民課 証明係 ☎03-5803-1176